

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性・健全性を高め、社会環境の変化に適合し、企業価値の維持・向上を実現する上で、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。

取締役会は原則月1回開催し、経営の基本方針、重要事項の討議決定を行うとともに業務の進捗状況の確認と対策を検討しております。業務執行取締役の任期につきましては、経営責任を明確にするため1年(監査等委員である取締役は2年)にしております。また、経営執行の迅速化と明確化を図りコーポレート・ガバナンスをより一層充実させる為、執行役員制度を導入しております。

監査体制につきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、社外取締役と社内取締役の情報共有の徹底に努め、中長期的な企業価値の向上を図る機関として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)で構成され、重要会議への出席や個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況や、内部統制システムが適切に構築・運用されているかの監督・監視を行っております。

会計監査につきましては、みおぎ監査法人と監査契約を締結しております。監査統括部、監査等委員、会計監査人及びISO内部品質監査員と相互連携を図り、実効性のある監査に努め、牽制組織機能の整備向上を図っております。

法律上、会計上の問題につきましては顧問弁護士、監査法人等の助言を受けている他、当社はISO9001認証を全事業所で取得しており、社外機関によるコーポレート・ガバナンスの充実と連携させています。

株主及び投資家の皆様に対する情報開示につきましては、ホームページの更新等を含めて適時、適宜にIRの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	89,970	8.50
三木 幸藏	56,000	5.29
株式会社みずほ銀行	42,357	4.00
株式会社三井住友銀行	32,973	3.12
日本生命保険相互会社	32,180	3.04
明治安田生命保険相互会社	24,120	2.28
川崎地質従業員持株会	23,931	2.26
友田 萬里子	22,000	2.08
内藤 正	19,780	1.87
友田 剛嗣	15,700	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今井 實	税理士											
小代 順治	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 實	○	○	――	税理士の資格を有しており、専門知識を当社の監査に活かしていただけるものと判断したため。
小代 順治	○		――	弁護士の資格を有しており、専門知識を当社の監査に活かしていただけるものと判断したため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員補助者規程を定め、監査等委員より補助する者の選任申請があった時に、監査等委員会の同意と取締役会の承認を得て任命されます。
監査等委員補助者は、その職務に関して監査等委員の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等から指揮命令を受けないこととし、その独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査につきましては、みおぎ監査法人と監査契約を締結しており、監査等委員会と会計監査人は適時、適宜に連携して監査を行うとともに、監査統括部を社長直属の組織として設置し、監査等委員会と会計監査人及びISO内部品質監査員と相互連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。)並びに執行役員及び理事(以下、総称して「取締役等」といいます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。
本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全員個別開示につきましては、引き続き検討してまいります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の限度額は2016年2月26日開催の第65期定時株主総会において年額180,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は同総会において年額38,400千円以内と決議しておりますが、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る方針につきましては、以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する基本報酬と、会社業績に応じて支給する賞与および株式報酬で構成されております。

基本報酬は月例の固定報酬とし、代表取締役が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役職、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

賞与は定性評価基準として、各取締役の経営への貢献度(使用人部分を除く)を総合的に評価しております。

株式報酬は定量評価の基準として、売上高・営業利益の年度毎の達成状況を評価し役位に応じてポイントを付与しております。当該指標を定量評価の基準としている理由といたしましては、当社株価の変動を大きく左右すると判断したためであります。

なお、当事業年度は営業利益は目標を達成したものの、売上高が未達であったため、最終ポイント付与時の達成係数は、0.5を採用しました。

なお、株式報酬は上記取締役報酬の限度額とは別枠であります。

3. 監査等委員である取締役

監査等委員の報酬等の額は、代表取締役が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤と非常勤の別、社内と社外の別、業務の分担等を勘案し決定しております。

なお、監査等委員につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会の職務を補助する使用人に関する監査等委員補助者規程を定め、サポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は経営の基本方針、重要事項の討議決定を行うとともに業務の進捗状況の確認と対策を検討しております。また、経営執行の迅速化と明確化を図りコーポレート・ガバナンスをより一層充実させる為、執行役員制度を導入しております。

監査等委員会は、重要会議への出席や個々の取締役に對する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況や、内部統制システムが適切に構築・運用されているかの監督・監視を行っております。会計監査につきましては、みおぎ監査法人と監査契約を締結しております。また、監査統括部を社長直属の組織として設置し、監査等委員会と会計監査人及びISO内部品質監査員と相互連携のうえ内部監査を行い、牽制組織機能の整備向上を図っております。

< 内部統制委員会 >

健全経営の維持・推進を確保するために代表取締役、経営管理本部長・監査統括部長・戦略企画本部長、常勤監査等委員(オブザーバ)で構成する内部統制委員会を設け、内部統制システムの構築・改善・維持を推進しています。

< 社内通報制度 >

組織的または個人的な法令違反行為や不正行為等の早期発見と是正を目的に、社内・社外(法律事務所弁護士)に設置した社内通報相談窓口による社内通報制度を設け、コンプライアンス経営の強化を図っています。

< リスク管理体制 >

当社は業務執行に係るリスク管理体制を整備しています。重大なる不測の事態が懸念される場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて情報連絡チームや社外アドバイザーを組織し、被害損失の発生や拡大を防止します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査等委員会、監査統括部で実施しており、当社の規模および組織体制からみても企業統治は十分に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	11月決算のため、集中日を回避した株主総会の設定となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	四半期毎の資料をホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針として、人間社会と自然環境との共生、国民が安全で安心できる社会に技術をもって広く貢献することを企業理念としております。この理念のもと、自然環境との調和を図りながら地盤に関する多種多様な問題に取り組み発注者のご要望におこたえするとともに、株主の皆様のご期待に応えていくことを経営基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。その基本方針の概要は以下の通りです。

- 1 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 法令遵守体制の円滑な運営を図るために、当社行動綱紀、コンプライアンス規程を定める。内部統制委員会を設け、内部統制システムの構築・改善・維持を推進する。法令遵守・内部統制の実施・維持は監査統括部が担当する。法令遵守・内部統制に係る規程・ガイドラインの策定等の立案は各担当部署においてもできるものとする。
 - ロ 取締役は、当社における重大な法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告し、遅滞なく取締役会にも報告するものとする。
 - ハ 法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実についての社内通報報告体制を担保するために、社内通報規程に基づき社内通報システムを整備する。
 - ニ 監査等委員は、当社の法令遵守体制、社内通報システムの運用に問題があると認められる場合には、改善の策定を求めることができる。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、社内情報管理規程・文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- 3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、業務執行に係るリスクについて、個々の管理責任者をおき、リスクの把握と管理をする体制を整備する。
 - ロ リスク管理体制の円滑な運用を図るためリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、管理責任者が、リスク管理並びに対応・対処を行う。重大なる不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて情報連絡チームや社外アドバイザーを組織し、迅速な対応を行って被害損失の拡大を防止する。
- 4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回・必要に応じて適時臨時の取締役会を開催し、その審議を経て執行決定を行う。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行は、当社規程の定めに基づき実施する。
- 5 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
当社が、企業集団として経営する体制となったときに本項を規定する。
- 6 当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び社員に対する指示の実効性確保に関する事項
 - イ 監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人に関する監査等委員補助者規程を定め、監査等委員からの申請があったときに監査等委員補助者を任命する。
 - ロ 監査等委員補助者の人事に係る事項は、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - ハ 監査等委員からの指示の実効性を確保するため、監査等委員補助者は、その職務に関して監査等委員の指揮命令のみに服す。
- 7 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は、法令違反並びに法令遵守に関する重大な事実が、当社業務や業績に重要な影響をおよぼすと判断される場合には、都度、監査等委員会に報告するものとする。監査等委員会が選定する監査等委員は、前記に関わらず、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ 社内通報規程の運用により、監査等委員会への法令違反・その他法令遵守に関する円滑な報告体制を確保する。
 - ハ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- 8 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 9 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じないとともに、取引関係も含めた一切の関係を遮断する。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨みます。

当社の内部統制システムにおいても、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、公平な会社情報の開示が適切に行えるような社内体制の充実に努めるなど、真摯な姿勢で臨みます。

1. 適時開示が必要と考えられる重要事実に該当する可能性のある会社情報は、各本部・各支社からその内容に応じて経営管理本部や監査統括部に連絡され、これらは内部統制委員会に諮り、情報を得た役員から代表取締役へ伝達されます。

2. 代表取締役は取締役会に付議し、取締役会の承認を受けた会社情報は適時開示されます。なお、緊急を要する場合等、情報によっては、取締役会の承認を待たずに代表取締役の承認により適時情報開示することもあります。

